

令和7年8月1日

クリーニング所営業者 各位

長野県健康福祉部長

(公財)長野県生活衛生営業指導センター理事長

令和7年度クリーニング業務従事者 講習の開催について（通知）

クリーニング業法第8条の3は、営業者に対し、クリーニング所（注1）ごとに、業務従事者数のうち、5分の1（注2）の者に、3年を超えない期間ごとに（注3）講習を受けさせることを規定しています。

貴クリーニング所は、今年度受講対象となっております（注4）ので、同法に定める数の者を受講させてください。また、取次所におかれましては、営業者と連絡をとってください。

なお、手続きにつきましては、2ページ以降をご覧ください、**9月1日（月）までにお申し込み下さい。**

ご不明の点等ございましたら、下記の長野県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせ下さい。

（注1）「取次所」も独立のクリーニング所として扱われます。

（注2）端数切り上げ 例：5人以下の店舗では1名、6人から10名の店舗では2名。

（注3）多数の受講者が予定され営業への支障が懸念されるクリーニング所においては、一時にまとめて受けさせるか、それとも、3年の期間内に適宜按分して受けさせるかは営業者の選択に任せられています（どちらでも可）。

（注4）この案内が届いた時点で既に廃業している場合は受講義務はありませんが、廃業している旨を速やかに保健所（連絡先は資料1）へ連絡して下さい。

問い合わせ先

(公財)長野県生活衛生営業指導センター

電 話 026-235-3612

FAX 026-234-0369

E-mail naganocenter@seiei.or.jp

担 当 宇都宮

（土日祝日を除く9時～17時まで）

長野県健康福祉部

食品・生活衛生課

電 話 026-235-7153

FAX 026-232-7288

担 当 上嶋、宮川

令和7年度クリーニング業務従事者講習開催のお知らせ

1. 受講対象者（受講させる人数については1ページ参照）

- (1) 令和5年度、又は令和6年度いずれの講習も受けていないクリーニング所
- (2) 開設してから1年以内のクリーニング所

2. 講習の日時・場所

開催日	会場の名称及び所在地	研修区分及び時間
令和7年 10月3日（金）	松本会場 松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 電話(0263)35-6286	第1型（会場受講） 午前10時～午後3時 〔受付 午前9時30分～10時〕
令和7年 10月17日（金）	飯田会場 エス・バード (公財)南信州・飯田産業センター 飯田市座光寺3349-1 電話(0265)52-1613	
令和7年 11月9日（日）	長野会場 長野ターミナル会館 長野市中御所岡田178-2 電話(026)228-1156	
令和7年9月中旬 ～ 令和7年11月17日	通信制（注1参照）	第2型（通信制）

（注1）通信制（第2型）とは、送付されたテキストを自学し、レポート問題の解答を提出する受講形式です。

3. 受講申し込み手続き

(1) 第1型（会場での受講）

- ① 同封の受講申込書（2名以上申込みの場合はコピーして下さい）に必要事項を記入。
- ② 郵便局にて同封の払込取扱票で受講料を支払う（手数料は受講者負担）。
- ③ 同封の返信用封筒に110円切手(重量50g以内の場合)を貼り、受講申込書を郵送する。

※メール及びFAXによる申込も可能です。様式は、長野県生活衛生営業指導センターのHP（<https://www.seiei.or.jp/nagano>）を参照ください。

(2) 第2型（通信制での受講）

資料2をご覧ください。

4. 受講料

4,500円 ※第1型（会場受講）、第2型（通信制）とも同額です。

- (1) 受講料は、同封した払込取扱票にて郵便局で振り込んで下さい（1枚で複数人数分の送金ができます。振込手数料は受講者負担）。振込後に郵便局から返却される「振替払込請求書兼受領証」はお手元で保管して下さい。
- (2) 受付後は受講料の返金はありません。

5. 受講申込期間及び提出先

研修区分	申 込 期 間	提 出 先
第1型 (会場受講)	令和7年8月1日(金)～ 令和7年9月1日(月)	〒380-0872 長野市南長野妻科426-1 長野県建築士会館301号室 (公財)長野県生活衛生営業指導センター
第2型 (通信制)	令和7年8月1日(金)～ 令和7年9月1日(月)	

6. 受講票の送付

(1) 第1型（会場での受講）

受講申込受付後、「受講票」を送付しますので、受講日に受付に提示して下さい。

(2) 第2型（通信制）

会場での受講ではないため「受講票」は送付しません。

7. 修了証書

講習を修了した方には、修了証書及び受講済ステッカーをお渡しします。

講習のポイント・講師(第1型)の皆さんを紹介します。

- 「洗濯物の処理」：松本、飯田会場では長野県クリーニング生活衛生同業組合理事長の玉本広人氏から、長野会場では同組合理事中村祐一氏から、洗濯物の処理にあたっての留意点について学びます。
- 「洗濯物の受取、保管及び引渡し」：元文化服装学院教授の志村純子氏から、「クリーニング事故賠償基準」、「JIS L 0001の取扱い表示」のほか衣料トラブルと対処方法、顧客との信頼関係を作る秘訣を学びます。
- 「繊維及び繊維製品」：元文化服装学院教授の志村純子氏から、繊維及び繊維製品の基礎知識、注意したい素材等について学びます。
- 「衛生法規及び公衆衛生」：保健福祉事務所（保健所）の職員から、クリーニング店への立ち入りの際、どんな視点で行われるか、注意すべき事項や脅威となっている感染症対策について学びます。

令和7年度 クリーニング業務従事者講習（第1型）の日程
（各会場とも午前10時～午後3時）

会場 科目等	松 本	飯 田	長 野
開催日・場所	10月3日（金） 松本市勤労者福祉センター	10月17日（金） エス・バード （公財）南信州・ 飯田産業センター	11月9日（日） 長野ターミナル会館
洗濯物の処理	長野県クリーニング 生活衛生同業組合理事長 玉本 広人 氏 「洗濯物の処理」	長野県クリーニング 生活衛生同業組合理事長 玉本 広人 氏 「洗濯物の処理」	長野県クリーニング 生活衛生同業組合理事 中村 祐一 氏 「洗濯物の処理」
洗濯物の受取、 保管及び引渡し	元文化服装学院教授 繊維製品品質管理士 志村 純子 氏 「衣料トラブルと対処方法」	元文化服装学院教授 繊維製品品質管理士 志村 純子 氏 「衣料トラブルと対処方法」	元文化服装学院教授 繊維製品品質管理士 志村 純子 氏 「衣料トラブルと対処方法」
衛生法規及び公衆衛生	長野県木曽保健福祉事務所 木口 恵理 氏 「立入検査のポイント」 「クリーニング業の 感染症対策」	長野県飯田保健福祉事務所 上沼 由佳 氏 「立入検査のポイント」 「クリーニング業の 感染症対策」	長野市保健所 白鳥 雅史 氏 「立入検査のポイント」 「クリーニング業の 感染症対策」
繊維及び繊維製品	元文化服装学院教授 繊維製品品質管理士 志村 純子 氏 「繊維及び繊維製品」	元文化服装学院教授 繊維製品品質管理士 志村 純子 氏 「繊維及び繊維製品」	元文化服装学院教授 繊維製品品質管理士 志村 純子 氏 「繊維及び繊維製品」